

全 員 協 議 会

平成22年1月12日

(日程1)

高額医療費詐欺事件について

12月22日の第4回公判の結果の予定が、被害弁済金の準備が遅れていることから、判決の延長を被告弁護士から申し出があった。

第5回の2月5日の公判に向けて、被告弁護士から示談条件の提示をしたことに対して町は利息分、裁判の傍聴と顧問弁護士との出張相談などの費用を被害額に加えた700万円を示談金として求めることとした。

主な質疑

Q：国への返還をしなければならぬ根拠とは。

A：総医療費の1/2を国が賄い、他に保険料などで賄っている。この内国の負担金の搾取分を返還する。

Q：弁償することである程度解決されるが、職員に対して迷惑をかけた謝罪の場を設けるつもりはないのか。

A：町に対する釈明の段階

には至っていない。

Q：前にも問題があったにもかかわらず問題をうやむやにしたからこう云う結果になった。三役他が弁済した内容を示せ。

A：町長、副町長が30%3ヶ月の減俸処分、前町長、前助役、前収入役、前町民課長が夫々退職時の給与の10%3ヶ月分を寄付714,210円、当時の課長補佐2名減給10%2ヶ月分の処分を行った。

Q：被害額のほか、弁護士費用など合わせた金額は、どのくらいになったのか。

A：663万円のほか利息など合わせると750万円位と見積もっている。ただ、町の顧問弁護士には相談の段階だったので費用は特に必要なかった。

Q：示談が伸びた場合は公判も延びるのか。

A：700万円の示談金とすることであれば問題ない。

(日程2) その他

石川遼選手がタイでのゴルフ大会後の1月15日に帰国

翌日に16日湯沢町でクロスカントリースキークの練習することが暮れに解った。リスの家支配人の要望により越後湯沢CCコースが会場と決定。旭原からコースまでの道路除雪、輸送手段、コース作り、スタートハウスの使用などの準備体制、報道機関の受け入れ等、関係機関と打ち合わせ、コースへの受け入れは限定し、ジュニアクロカン・スキー選手、石川選手関係者、報道機関、越後湯沢CC関係者と町等、一般者の受け入れはない。

主な質疑

Q：自然な形で取組めばよいと提案してきた。クロスカントリーコースを今後どうする考えなのか。

A：石川選手にこれを押し付けることはできないが、静かな場所として東本氏を選んだ。

Q：将来の子ども達への育成と、新しい冬観光を取り入れる先取りの対応が必要。

A：そのような提案があるので、考えたい。

Q：1月10日に20人程がス

ノーシューで足拍子まで楽しんで帰った。冬の新しい観光メニューとして考えてみては。

A：真剣に取り組み、時期がきたら皆さんにご相談したい。

Q：35万円の除雪経費が今後の降雪により100万円にもなるのか。せつかく、公金をかけるのであれば、同氏の表敬訪問時に写真を撮影してもいいのではないか。

A：1月15日の石川選手の父親が来庁時に打ち合わせする際、マネージャーに願うつもりである。

R：こういう機会を利用しないとクロスカントリーの設定ができない。地元の人達ルディックをしている人達のためにも、大源太工房付近を含めて専門家からコース設定のアドバイスを受け、来年度に向けて検討するよう要望した。